

# お 願 い

企業、行政機関、学校、病院、その他の団体等の施設において  
給食、栄養または人事を担当されている責任者の方へ

飲食店や給食施設等に従事している調理師は調理師法第5条の2の定めにより  
2年ごとに就業の届出をすることが義務付けられています。

調理師法の一部が改正され、就業する調理師の届出が義務づけられてから今回で14回  
目となります。

つきましては、同封いたしました用紙（貴所に従事する調理師が3名以下の時は様式  
1の用紙を、4名以上の場合は様式1および2の用紙をご利用下さい）に必要事項を記  
入の上、同封の封筒（切手不要）にてご返送下さいますようお願いいたします。

※貴所に従事する調理師が多数で、用紙が足りない時は、ご面倒でも様式2の  
用紙をコピーしていただき、それにご記入下さるようお願いいたします。

様式は（一社）埼玉県調理師会ホームページからもダウンロードできます。

※個人ごとの届出を御希望の場合は個人届出用のはがきをお送りしますので、  
（一社）埼玉県調理師会に御連絡ください。

※貴所において、給食をフードサービス会社、人材派遣会社等の外注によって  
行っている場合には、従事している調理師の方々に周知をお願いします。

お問い合わせは 一般社団法人 埼玉県調理師会

電 話 048-862-6443 《月～金 10時～16時》  
(祝日及び令和2年12月28日から令和3年1月3日までを除く)

メール sai-chou@agate.plala.or.jp

ホームページ <http://saitama-chorishikai.chorishi-navi.jp/>

---

(埼玉県指定届出受理機関) 一般社団法人 埼玉県調理師会  
厚生労働省・公益社団法人 日本調理師会

# 調理師の皆様へ

飲食店や給食施設等に従事している調理師は  
調理師法 第5条の2の定めにより  
2年ごとに就業の届出をすることが義務付けられています。

近年、国民の食生活における外食依存の傾向が高まり、飲食店等において調理の業務に従事する調理師の皆様の『食生活にかかわる役割』が非常に重要となっています。

このため、調理師の資質の向上を目的とする研修や新しい情報の提供などが円滑に実施できるよう、調理師法の一部が改正され、平成6年度から届出制度が実施されています。

法律の趣旨を十分にご理解いただき、調理師業務従事者届を提出してくださるようお願いいたします。

なお、この届出の受理事務は埼玉県が一般社団法人 埼玉県調理師会に委託して行っております。

記入上のお問い合わせは、下記までお願いいたします。

届出用紙設置： 保健所・（一社）埼玉県調理師会に用意してあります。  
また、（一社）埼玉県調理師会ホームページからも  
ダウンロードできます。

届出対象者： 裏面に記載した場所で働く調理師の方

記入時点： 令和2年12月31日における状況

提出期限： 令和3年1月15日（金）必着

届出先： 一般社団法人 埼玉県調理師会

（郵送・持参の場合）〒330-0063

さいたま市浦和区高砂4-4-17 食環センタービル4階

（電子メールの場合）sai-chou@agate.plala.or.jp

（FAXの場合）048-711-2637

問い合わせ： 一般社団法人 埼玉県調理師会

電話 048-862-6443

月曜～金曜日（祝日及び令和2年12月28日から令和3年1月3日  
までを除く）10時～16時

## 個人情報の取り扱いについて

お預かりしたデータは届出以外には利用しません。

詳しくはホームページでご覧下さい。

<http://saitama-chorishikai.chorishi-navi.jp/>

(埼玉県指定届出受理機関) 一般社団法人 埼玉県調理師会  
厚生労働省・公益社団法人 日本調理師会

以下の施設で働いている調理師の方は必ず届出をしてください。

届出に記入する『業種コード』については下記を参照してください。

## 『業種コード』

### 1. 寄宿舍

企業 官公庁 学校 病院 その他の団体 等が所有する社員寮等の寄宿舍  
※ 自衛隊の寄宿舍については 業種コード『11』を記入する

### 2. 学校

学校 幼稚園 学校給食専門の施設 (学校内の食堂も含む)  
※ 保育園関係については 業種コード『5』を記入する  
企業向け給食の施設については 業務コード『10』を記入する

### 3. 病院

入院患者向けの給食  
※ 病院内にあっても一般外来者向けの食堂については 業種コード『8』を記入する

### 4. 事業所

企業 官公庁 その他団体等の事業所内にある社員または職員を対象とした食堂  
※ 上記施設内にあっても一般外来者対象の食堂は 業種コード『8』を記入する

### 5. 社会福祉施設

保育園 身体障害者 国民休養施設 特別養護老人ホーム等の社会福祉施設  
※ 上記施設内にあっても一般外来者対象の食堂は 業種コード『8』を記入する

### 6. 介護老人保健施設

老人保健施設 デイケアセンター 老人福祉対象のボランティア団体 等  
※ 上記施設内にあっても一般外来者対象の食堂は 業種コード『8』を記入する

### 7. 矯正施設

刑務所 少年刑務所 矯正を目的とする学校 等  
※ 上記施設内にあっても一般外来者対象の食堂は 業種コード『8』を記入する

### 8. 飲食店営業

各種飲食店 含む パブ、スナック、バー、キャバレー、ナイト・スポット、喫茶店、屋台営業等  
ホテル、デパート、スーパー、公共施設 等の中で一般客を対象として飲食店を営むもの  
※ デパート、スーパー内であっても社員対象の食堂であれば 業種コード『4』を記入する

### 9. 魚介類販売業

個人商店、デパート、スーパー、コンビニ、市場、行商 等での魚介類販売

### 10. そうざい製造業

精肉店、鶏肉販売、豆腐製造販売、納豆製造販売、製麺業、製パン業、宅配ピザ、すし等  
弁当製造販売、企業向け給食施設、宅配でのそうざい販売 等  
青果店、コンビニ、デパート、スーパー内 等でのそうざい製造販売

### 11. その他

製菓業、ホテル(含む従業員食堂)、旅館、民宿、宿坊、温泉、健康ランド、カラオケ、貸室業、  
冠婚葬祭場、自衛隊各施設